

所得税法日本語訳（仮訳）

※本翻訳は、JICA の長期専門家（税務アドバイザー）の執務参考用に作成したものであり、ラオス人民民主共和国の政府、財務省税務局及び関係機関並びに JICA 及びその関連者などが、その精度を保証するものではありません。

適用にあたっては、ラオス語の原文にあたっていただくようお願いします。本仮訳の直接の適用によって損害等が発生しても、長期専門家及び JICA など是一切の責任を負いません。

なお、仮訳中「ラオス人民民主共和国」については、翻訳の便宜上「ラオス国」に統一してあります。



ラオス人民民主共和国
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

国民議会

第 67 / NA 号
首都ビエンチャンにて、2019 年 6 月 18 日付け

所得税法

第 1 部 総則

第 1 条 目的

本法は、所得税務の管理及び調査において、効率的かつ効果的な執行を行うこと、所得者が国に対する義務を遵守すること、事業を推進すること、持続可能な方向への成長をもたらす革新を促進すること、国庫へ歳入を適正、完全に透明性を保ちかつ公平に徴収することによって社会における所得バランスをとること、地域及び国際的親和に有益な環境を構築すること、並びに国家の社会経済発展に貢献することのために原則、規則、方法及び手段を定めるものとする。

第 2 条 所得税

所得税は、所得を有する個人、法人及び組織から徴収する財政的な義務である。
所得税には、企業所得税と個人所得税がある。

第 3 条 定義

本法において使用される用語は以下のとおりとする。

1. 納税者 国外において事業を営み又は雇用され、法令に従ってラオス国において納税の義務を負う居住者又はラオス国において登録された事業を含む、事業を行うか生活を行う恒久的又は一時的な拠点を有する個人、法人及び組織をいう。
2. 納税義務者 法律で定めるところにより、税金の計算、徴収、源泉徴収及び納付を行う義務を負う個人、法人及び組織をいう。
3. 永住者 他国の国籍を有し、ラオス国に長期にわたり定住又は居住する者であって、永住者カード及び永住者戸籍を有し、かつ、当該者の属する政府が居住を公式に認識している個人をいう。
4. 無国籍者 ラオス国に定住又は居住するものの、ラオス国民ではなく、国籍を証明す

る文書を有していない個人をいう。

5. 外国人 用務のため短期又は長期間ラオス国に滞在し、他国の国籍を有し、かつ、当該用務が終了した後、帰国する個人をいう。
6. 自由職業 科学、文化、芸術、教育、公衆衛生分野における教師、科学者、弁護士、エンジニア、医者及び看護師を含むがこれに限定されない、主に専門的知識を用いる役務及び活動の提供のうち、他者から労働力、身体又は知識として独立したものをいう。
7. 税務職員 特定の場所における職務の執行のため任命された税務職員で調査官としての地位を有する者をいう。
8. 法人 法律の定めるところにより、名称、事務所所在地、所有財産並びに権利及び義務を有し、事業登録又は組織に登録している事業者をいう。
9. 事業 生産、取引及びサービスの提供を行う事業をいう。
10. 企業 法律で定めるところにより名称、資本、経営者、事務所を有し、登録している個人又は法人の事業をいう。
11. 個人企業 企業のうち、法人ではない1人の個人が所有及び無限責任を負う者をいう。
12. 零細企業 生産、取引、サービス分野において最小の企業で、各期間における従業員数、総資産額、年間売上高が規則で定める範囲を超えない者をいう。
13. 居住者 ラオス国において、恒久的な住所又は居所を有し、収入を有するか事業を行う者をいう。
14. 非居住者 ラオス国において収入を有するか事業を行うものの、居住又は設立されていない者をいう。

第4条 所得税に関する国の政策

国は、社会における所得を再配分し、事業の成長を支援し、革新の研究及び実施をするため、所得税に関する政策を定める。

国は、政策、仕組み及び手段の策定、職員採用並びに予算、社会基盤、車両及び設備の配分並びに利便性があり迅速で正確な納税システムの構築を通して、所得税の管理のための状況や有益な環境を構築する。

国は、技術的な助言、税にかかる法令の公表及び啓蒙、税の申告納税などにかかる近代的な設備の導入を含む活動などを通じて、事業者に対し、所得税の納付に関する有益な環境を整備する。

第5条 所得税務の原則

所得税務は下の原則を遵守しなければならない。

1. 国の方針、政策、憲法、法律及び国家社会経済開発計画と一貫性があること。
2. 全国において国家予算に対して中央集権的で統一的に歳入を確保すること。
3. 成長及び社会における所得の再分配のために、事業及び投資の支援及び促進を確保すること。
4. 公正性、正確性、完全性、近代性、迅速性、透明性及び説明責任を確保すること。
5. 所得税の納税者に対する公平性を促進すること。

6. 他の省庁、組織、その他の部局及び関係する地方自治体と連携すること。

第6条 所得税の義務

事業、専門的な役務提供及びその他の課税対象となる所得を有する個人、法人及び組織は、本法で定めるところにより、所得税の納税義務を負うとともに、租税管理法で定める納税者番号を保有しなければならない。

第7条 適用範囲

本法は、本法で定める所得を有する個人、法人及び組織に対して、適用される。

第8条 国際協力

国は、ラオス国が加入する条約及び協定に従い、技術的な経験及び人材育成にかかる情報などの交換を通じて、所得税務の外国、地域及び国際的な協力を推進する。

第2部 企業所得税

第9条 企業所得税

企業所得税とは、国内及び国外における企業の純利益又は零細企業の所得から徴収する税をいう。

第10条 企業所得税の種類

企業所得税には以下の種類がある。

1. 利潤税
2. 零細企業の所得税

第1章 利潤税

第11条 利潤税

利潤税は、本法の定める、国内及び外国において専門的役務を提供する自由職業を含む企業の純利益から徴収する税をいう。

第12条 利潤税の納税者

利潤税の納税者は以下に掲げる者をいう。

1. 居住者及び非居住者の事業者で、ラオス国の法律に基づいて設立された企業。
2. 非居住者でラオスにおいて企業を設立していないものの、ラオスにおいて収入を有する者。

第13条 利潤税の計算

利潤税の計算は、以下の方法と体系に従って行われなければならない。

1. 利潤税は、課税対象額に利潤税率を乗じて計算する。
2. 利益税の体系は以下の通りとする。

- 会計基準に従った会計帳簿を整備している事業者については、実際の利益に基づいて計算される。ただし、法律に定める情報の提供に協力しない事業者については、実際の利益に基づく計算はできないものとし、強制基準で計算される。
- 不正確又は不完全な帳簿を保持する事業者若しくはラオス国において企業を設立していないもののラオス国において収入を有する非居住者は、会計規則不遵守に対する措置を受けるとともに、利潤税は強制基準で計算しなければならない。

第14条 利潤税課税対象額

利潤税の課税対象額は以下のとおりとする。

1. 会計基準に従った帳簿を整備している場合、課税対象金額は以下のいずれかの方法で計算される。
 - 年間売上高から控除対象費用を差し引いた差額。
 - 会計上の利益の額に、本法第18条に規定する控除対象外費用を加算した額。
2. 不正確又は不完全な帳簿を保持する事業者又はラオス国で設立されていない企業である非居住者は、強制粗利で計算される。強制粗利額は年間売上高に強制粗利率を乗じて計算する。業種別強制粗利率は、以下のとおり。
 - イ 農業及び手工業は7%
 - ロ 工業を及び加工業は10%
 - ハ 商業及びサービスは15%

複数の事業を行い売上が業種別に区分できない場合、主な業種の強制利潤率を適用するものとする。

ラオス国の法律に従って企業を設立した事業者で不正確又は不完全な帳簿を保持している者は、1年間のみ強制利潤率を適用できるが、その後は、会計基準を遵守しなければならない。会計基準を遵守しない場合、本法第72条及び第73条並びにその他関連法で定める措置が適用される。

強制粗利税の計算方法については、別途規則で規定する。

第15条 利潤税率

事業を行う企業の利潤税率は20%とする。

第16条 利潤税率の加算と減算

1. 法人税率の加算
 - たばこ製品の製造、輸入及び販売を行う企業に対しては22%の税率が適用され、当該税率のうち2%は、たばこ管理法で定めるとおり、たばこ管理基金に配分される。
 - 鉱山採掘のコンセッション事業に対しては35%の税率が適用される。
2. 法人税率の減算
 - 投資促進法で定める利潤税免税期間の終了後、学校、研修センター、革新研究その他の教育事業等の人材育成に関する事業並びに近代的な病院、製薬及び医療機器工場の設立並びに伝統的な薬の生産及び治療に関する事業に対しては5%の税率が適用される。
 - 投資促進法で定める利潤税免税期間の終了後、生産において、革新的技術及び環境適合性の導入並びに天然資源の使用及びクリーンエネルギーの効率的な利用が

なされている事業に対しては7%の税率が適用される。

- 証券取引所に上場している企業に対しては、登録日から4年間13%の税率が適用される。その後は、本法第15条に規定する利潤税率20%を適用する。

不正確又は不完全な帳簿を保持する事業者又はラオス国で設立されていない企業である非居住者に対しては、第15条に規定する利潤税率及び本法で定める利潤税率の加減算を適用する。

第17条 事業における売上高の除外項目

以下に掲げる項目は事業における売上高から除外する。

1. 銀行及びその他金融機関を除く、すべての引当金の繰戻し。
2. 前年度に計算及び納付済みの不良債権の回収。
3. 繰延税金資産
4. 会計年度末日における外貨建資産及び負債の評価による為替差益。
5. 不動産及び高価品の評価差益。

第18条 控除対象とならない費用項目

以下に掲げる費用項目は控除の対象から除外する。

1. 利潤税。
2. 事業直接使用する固定資産にかかるインプット付加価値税。
3. 本法第19条で規定する減価償却率又は耐用年数を超えて控除された減価償却費。
4. 関連する省庁、個人又は法人からの証拠又は証明された書類のない不良債権。
5. 企業の資産として登録していない固定資産にかかる減価償却費。
6. 個人企業の経営者に対して支払われる給与及びパートナーシップが役職を持たず勤務をしていないパートナーに支払う給与。
7. ゴルフ、娯楽、贈与品及び賞品など、事業に関係しない経費。
8. 企業の所有者又はパートナーの個人的な経費。
9. 財務省の定める様式に従っていない領収書にかかる若しくは証明書類がない又は証明書類が有効でない経費。
10. 市場価格より著しく高額な経費。
11. 銀行及びその他金融機関を除き、実際に支出されていないすべての種類の引当金。
12. 資産（固定資産、棚卸資産、不良債権等）の評価損の控除。
13. パートナーシップにおけるパートナー及び株主が出資のために借り入れた借入金の利子。
14. 年度末日における資産及び負債の評価損。
15. 繰延税金資産。
16. すべての種類の罰科金。
17. 会計年度又は年度末日における外貨建資産及び負債の為替差損。

第19条 固定資産の減価償却

固定資産の減価償却は、耐用年数に応じ固定資産価値の減少額を控除することであり、将来において買い替えるための資金貯蓄を目的とした技術的な変化をいう。

固定資産の減価償却は、定額法、定率法又は生産個数による算出法から選択することができる。

減価償却は、企業の固定資産に登録された日から開始するものとする。

固定資産が1年以内に撤去された場合、減価償却費は、年初から当該固定資産を撤去した日までの期間において計算する。

減価償却費の累計額が固定資産の価値と等しくなったとき、当該固定資産にかかる減価償却は企業の帳簿から削除されるまで停止する。

有形及び無形固定資産の減価償却費の計算は、耐用年数と年間償却率に基づき、次に掲げるとおり計算する。

No.	減価償却の対象となる企業の固定資産	耐用年数	年間償却率
1	有形固定資産：		
1)	工業用建物		
	耐用年数 20 年超	－	2%
	耐用年数 20 年以下	－	5%
2)	商業用及び居住用、農業・及び家畜用の建物		
	恒久型	20 年	5%
	準恒久型	10 年	10%
3)	工業、農業、手工業及びその他建設業で使用する機械、採掘機械、トレーラー	5 年	20%
4)	陸上及び水上輸送車両	5 年	20%
5)	専門的業務及びその他業務に使用する機器又は機器一式	5 年	20%
6)	事務機器及び事務用品	5 年	20%
7)	ヨット、クルーズ船、はしけ及びその他類似するボート	10 年	10%
8)	旅客用及び輸送用の航空機	－	飛行時間に応じて計算
9)	植樹用樹木	－	種類に応じて年率計算
10)	繁殖用の家畜、乳牛及び種畜	－	動物の種類に応じて年率計算
2	無形固定資産：		
1)	設計及び創立費	2 年	50%

2)	鉱物調査にかかる抽出、探査、分析及びフィージビリティスタディーの経費	5年	20%
3)	特定の活動に使用するソフトウェア	5年	20%

植樹用樹木並びに繁殖用の家畜及び種畜にかかる耐用年数は、所轄の当局が規定する。土地使用権、営業権（事業買収費用）及び資金投資証明など、耐用年数が決定できない無形固定資産は減価償却できない。

耐用年数満期まで減価償却した有形固定資産について、さらなる減価償却は認められないが、使用の継続及び資産化又は使用権譲渡のための再評価はできる（高額の修理費が生じる場合は除く。）。

第20条 利潤税の納税申告

事業者が、ラオス国において設立されていない非居住者から商品又はサービスを購入するときは、以下のとおり利潤税を申告する義務を負う。

1. 会計帳簿を整備している事業者は、翌年3月31日までに年間の利潤税の申告をしなければならない。
2. ラオス国において設立されていない非居住者から商品又はサービスを購入した者は、支払日から15営業日以内に申告及び納付をしなければならない。

会計帳簿を整備していて暦年と異なる会計年度を採用している者は、当該会計年度末日から3か月以内に申告をしなければならない。

第21条 利潤税申告にかかる財務諸表の作成

事業を行う者は、所轄の税務当局への税務申告のために年次財務諸表並びに会計上の損益及び税金が記載された収支報告書を作成しなければならない。

1つ又は複数の支店を有する事業者は、申告を行うために当該支店の会計活動を統合した財務諸表を作成しなければならない。

年次財務諸表は翌年3月31日までに所轄の税務当局に提出しなければならない。

事業を行う者のうち、暦年と異なる会計年度使用を許可されている場合、当該12か月周期の会計年度末日から3か月以内に、年次財務諸表を所轄の税務当局に提出しなければならない。

第22条 利潤税の納付

利潤税は以下のとおり納付しなければならない。

1. 会計基準に従った会計帳簿を整備している事業者は、各期間において記帳された利潤税の額、当該会計年度にかかる年次税金納付計画で特定された見積額、又は前年度の実際の納付額のいずれかを納付しなければならない。ただし、当年の実利潤税額は年次財務諸表に基づいて調整しなければならない。

利潤税の納付は、以下のとおり年2回行わなければならない。

- 第1回目は当年7月20日まで
- 第2回目は翌年1月20日まで

2. 不正確又は不完全な帳簿を保持する事業者又はラオス国で設立されていない企業である非居住者は、納入命令書の発行日から 15 営業日以内に強制利潤税の計算に従い利潤税を納付しなければならない。
3. ラオス国で設立されていない企業である非居住者から商品又はサービスを購入する場合、利潤税を計算して源泉徴収し、当該利潤税を源泉徴収した日又は支払日から 15 営業日以内に予算に納入しなければならない。
複数の事業を行う親会社又はグループ会社は、グループ会社の財務諸表及び親会社又はグループ会社の連結財務諸表を作成のうえ、所轄の税務当局に作成し、報告しなければならない。

第 23 条 年度損失の繰越

会計基準に従った会計帳簿を整備している事業者において、当年度に損失が発生したときは、会計監査機関又は会計監査会社が証明し、税務当局が認識した場合、翌年から 5 年間、後続年度の利益と相殺するため、当該損失を繰り越すことができる。農業及び家畜に関する事業を行う事業者において、感染症の流行又は自然災害により損失が発生したときは、10 年以下の後続年度において、利益と相殺するため当該損失を繰り越すことができる。承認された期間の終了後に当該繰越損失が残っているときでも、繰越残高を繰り越すことはできない。

第 24 条 決算

会計に基づいて利潤税を納付している事業者は、当年度中に事業の解散売却又は他者への譲渡があったとき、若しくは暦年と異なる年度による会計年度の許可を得ている場合を除き、当年 12 月 31 日に決算を行わなければならない。

当年中の任意の月に新規に事業を開始する者のうち、暦年による会計を行う場合、当年の 12 月 31 日に会計年度を締めなければならない。暦年と異なる会計年度の許可を得ている事業者は、12 か月の周期で決算を行わなければならない。

複数年を要するプロジェクトの許可所有者は、プロジェクト完了までの各年、12 月 31 日に決算を行わなければならない。

第 25 条 事業の解散、売却及び譲渡

事業を行う者が事業の全部又は一部について他者に売却、委任又は譲渡をするときは、当該事業の解散、合併、分割変更については、関連法に従って行う必要があり、事業口座の閉鎖の日から 15 営業日以内に、所轄の税務当局に対し、納税額を調整するとともに全額を納付するために報告をしなければならない。事業の購入者又は受任者の名称、氏名、納税者番号及び住所を報告しなければならない。

企業の所有者又は自由職業者が死亡した場合、法律の規定に従い、死亡者に代わり残余の税金負債を納付するため、相続の日から 60 営業日以内に所轄の税務当局に必要な情報を提供しなければならない。

第 2 章 零細企業所得税

第 26 条 零細企業所得税

零細企業所得税は、本法第 29 条に規定する税率を適用し、零細企業の事業から徴収する税をいう。

第 27 条 零細企業所得税の計算

零細企業所得税は、課税対象額に本法第 29 条に規定する税率を乗じて計算する。

所得税の計算について、事業を行う者は、前年度における実際の売上高及び計算のために当年度の売上見込額を申告しなければならない。

第 28 条 零細企業所得税の課税対象額

零細企業所得税の課税対象額は、当年における通常の事業活動から生じる年間の売上高であり、申告額又は関係当局の調査結果に基づいて算出された額をいう。

第 29 条 零細企業所得税率

零細企業所得税率は以下のとおりとする。

1. 年間売上高が 50,000,000 キープ以下の場合、免税する。
2. 年間売上高が 50,000,001 から 400,000,000 キープの場合は、以下の税率のいずれかを適用する。

- 農業、工業又はその他生産は 1 %
- 商業は 2 %
- サービス業は 3 %

零細企業は零細企業にかかる会計規則に従わなければならない。

第 30 条 零細企業所得税の納付

零細企業所得税の納付は、銀行サービスがない場合を除き、零細企業と税務当局の間の契約で定めたとおり、毎月、四半期毎又は毎年、銀行システム経由で行わなければならない。当該契約で規定する額以上の売上高が確認された場合、実際の売上高に応じ所得税を再計算するとともに契約を修正しなければならない。

税務当局の各レベルは、事業の売上高を評価し所得税額を更新するため、年 1 回、所轄する零細企業の調査を実施しなければならない。

第 31 条 零細企業利潤税の納付

会計基準に従って適切で完全な帳簿を整備している零細企業は、本法第 2 部第 1 章の規定で定める利潤税を納付する意思がある場合、零細企業所得税の契約期間が終了する 30 営業日前までに、所轄の税務当局に請求することができる。

第 3 部 個人所得税

第 32 条 個人所得税

個人所得税は、本法第 34 条及び第 46 条の規定で定めるとおり、ラオス国又は国外において事業活動を行わない個人又は組織のうち、所得を有する者から徴収する税をいう。

第 3 3 条 個人所得税の義務及び範囲

ラオス国において所得を有する者は、ラオス人、永住者、外国人又は無国籍者の如何を問わず、ラオス国において所得税を納付しなければならない。

ラオス国の居住者であり国外において勤務して所得を有する者は、二重課税排除のための租税条約に別段の定めがある場合を除き、ラオス国において所得税を納付しなければならない。

活動を行い、収入を有する国の組織又は社会組織は所得税を納付しなければならない。

ラオス国の大使館又は領事館若しくは国際機関に在籍しラオス国において所得を有するラオス人公務員及びラオス人職員は、ラオス国において所得税を納付しなければならない。

ラオス国において勤務し、所得を有する外国人は、ラオス国において所得税を納付しない。

ラオス国において勤務し、国外において給与を受領する外国人は、二重課税の回避及び所得税の脱税を防止するための租税条約又は政府と投資者の間で投資契約に別段の定めがあるときを除き、ラオス国に継続的又は断続的に年間 183 日を超過し居住しているときは、ラオス国において所得税を納付しなければならない。

第 1 章 居住者の個人所得税

第 3 4 条 所得税の課税対象所得

所得税の課税対象となる所得は以下のとおりとする。

1. 給与、賃金、年金、残業手当、役職手当、職務手当、幹部又は役員手当その他の類似する利益。
2. 仲介料、コンサルティング料、サービス料、建設修理サービス料、スポーツ事業、パフォーマンス等、自由職業を行う者で営業許可登録していないものの所得。
3. オンライン取引及び電子商取引。
4. パートナー又は株主への配当又はその他の利益。
5. 個人又は法人による株式の売却又は譲渡。
6. 銀行又はその他の金融機関を経由しない借入にかかる利息若しくは保証などから生じる所得。
7. 宝くじの賞金又は賞品。
8. 1,300,000 キープを超える価値の金銭又は物品の贈答。
9. 土地、家屋、建物、車両、機械又はその他の資産の貸付けから生じる所得。
10. 土地利用権、建物又は建物とともに行う土地の使用権の売買及び譲渡。
11. 個人又は法人の特許権、著作権、商標権その他の権利にかかる知的財産から生じる所得。
12. 国の組織又は社会組織の非営利事業から生じる所得。
13. 本法第 35 条第 18 項に規定がない遺産相続。

第 3 5 条 所得税が免税される所得

所得税が免除される所得は以下のとおり。

1. 1,300,000 キープ以下の給与及びその他所得。
2. ラオス国における外交官、国際機関職員及び外国人専門家の給与でラオス国政府と関係者の間の契約で規定するもの。
3. 配偶者、18歳未満の子供、出産又は流産、傷病、労働災害に対する手当若しくは毒物扱手当、公務員並びに国営及び民間企業の職員にかかる一時手当、国民議会議員及び県議会議員の手当、年金、学生奨学金若しくは基本給与が2,000,000 キープ以下の者の残業手当。
4. 証券取引所に上場する企業の株式配当若しくは株式の売却又は譲渡から生じる所得。
5. 証券取引所において発行する株券又は債券の販売から生じる所得。未登録者については、証券取引管理委員会による証明を受けなければならない。
6. 労働法又は障害者法で定める障害者に対する給与及び賃金。
7. 価値が1,300,000 キープ以下の金銭又は物品の贈与。
8. 正確で完全な会計帳簿を整備していて利潤税を納付している企業の資産にかかる貸付料。
9. 政府及び民間の社会保障。
10. 芸術、文学、スポーツその他の公益又は社会支援のための活動。
11. 銀行又はその他金融機関における預金及び国債にかかる利息、証券取引管理委員会が販売を承認するその他の金融商品投資から生じる所得。
12. 個人又は組織の生命保険又は資産にかかる保険。
13. 違法行為の監視、捜索及び防止に多大な成果をあげた者に政府が支払う報奨金又は贈答品。
14. ラオス民族解放軍の功労者、殉職者及び負傷者への政策給付金。
15. 科学研究及び発明の功績を称える賞。
16. 担当業務を行う公務員の日当、旅費、前払金及び宿泊費のうち、国家予算の支出規定のとおり、国家予算又は開発プロジェクトから支出するもの。
17. 正確で完全な会計帳簿を整備し、利潤税を納付している事業者の登録している土地利用権の売却並びに建物又は建物を伴う土地の使用権の譲渡。
18. 死亡者の妻の父、妻の母、夫の父、夫の母、父、母、夫、妻、実子、養子、甥、姪、実姉、実兄、実妹弟及び孫との遺産相続。
19. 研修及び教育費用。
20. 労働災害を予防するための衣服及び道具に要する費用。

第36条 所得税の納付

所得税は、以下のとおり、年次、月次、都度又は契約のとおり計算して納付しなければならない。

1. 年次計算方式：パートナー又は株主への配当又はその他の利益の分配に対する所得税。
2. 月次計算方式：個人、法人又は組織の給与又は賃金に対する所得税は、支払時に計算、控除し、毎月国庫に納入する。当該所得税の計算及び控除が行われない場合、代わりに納付すべき所得税。
3. 都度又は契約方式：本法34条で定められた土地、建物、家屋、車両、機械及びその他の資産の売買及び貸付けから生じる所得に対する所得税で実価額若しくは地域又は期

間において定められた評価額に基づき計算するもの、若しくはその他の収入は、所得の種類ごとに定められた税率に従い計算しなければならない。

第37条 所得税計算方法

所得税は、本法第38条に規定する種類別の所得税課税対象額に本法第39条に規定する所得税率を乗じて計算する。

第38条 所得税課税対象額

所得税課税対象額は次に掲げるとおり。

1. 給与、賃金、残業手当、役職手当、職務手当、年金若しくは幹部又は役員手当その他金銭又は類似する利益から生じる所得は、契約に基づいて受領した金銭並びに資産及びその他全ての便益を金銭に換算したものの総額をいう。
2. 自由職業から生じる所得は、企業登録していない場合、受領する所得の総額をいう。
3. オンライン上の売買から生じる所得は、売買から生じる所得の総額をいう。
4. パートナー又は株主への配当又はその他の利益の分配から生じる所得は、受領した金銭及びその他全ての便益を金銭に換算したものの総額をいう。
5. 個人及び法人が行う株式の売却又は譲渡から生じる所得は、当該株式の売却及び譲渡の額の総額をいう。
6. 銀行又はその他の金融機関を経由しない非公式な借入にかかる利息及び保証などから生じる所得は、受領した利息及び保証料などの総額をいう。
7. 宝くじの賞金又は商品から生じる所得は、賞金又は賞品の価額の総額をいう。
8. 金銭又は物品の贈答から生じる所得は、金銭の額及び本法で定めるところによる物品の価値の総額をいう。
9. 賃貸から生じる所得は、契約によって定められ又は定められた義務による貸付額並びに物品金銭に換算した額の総額をいう。
10. 土地利用権、建物又は建物とともに行う土地の使用権の売買又は譲渡から生じる所得は、売買から生じる所得及び評価額の総額をいう。
11. 知的財産から生じる所得は、契約又は定められた義務に従って受領する所得の総額をいう。
12. 国の組織又は社会組織の非営利事業から生じる所得は、受領した所得の総額をいう。
13. 本法第35条第18項の規定に該当しない遺産相続から生じる所得は、受領する相続財産の価額をいう。

第39条 所得税率

所得税率は以下のとおりとする。

1. 本法第34条第1項に規定する所得に関しては、以下のとおり0%から25%までの累進税率とする。

(単位：キープ)

段階	月間所得	課税対象額	税率	当該段階の税額	税額合計
1	1,300,000 以下	1,300,000	0%	0	0
2	1,300,000 超 5,000,000 以下	3,700,000	5%	185,000	185,000
3	5,000,000 超 15,000,000 以下	10,000,000	10%	1,000,000	1,185,000
4	15,000,000 超 25,000,000 以下	10,000,000	15%	1,500,000	2,685,000
5	25,000,000 を超 65,000,000 以下	40,000,000	20%	8,000,000	10,685,000
6	65,000,000 超	25%

2. 農業生産を目的とする農業用の土地使用権の売買及び譲渡に関しては、所得総額の 1%とする。
3. 以下の所得に関しては、所得総額の 2%とする。
 - 個人又は法人による株式の売却及び譲渡。
 - 土地、家屋、建物又は建物とともに行う土地の使用権（第 2 項で規定するものを除く。）の売買及び譲渡。
 - 建設及び修理サービス。
 - 本法第 35 条第 18 項に規定されていない遺産相続。
 - オンライン上の売買。
4. 以下の所得に関しては、所得総額の 5%とする。
 - 宝くじの賞金又は賞品から生じる所得。
 - 贈答金品。
 - 特許権、著作権、商標権及びその他の知的財産。
 - 仲介料、コンサルティング料及びその他サービス料。
5. 以下の所得に関しては、所得総額の 10%とする。
 - スポーツ事業及びパフォーマンス
 - パートナー及び株主への配当及びその他の利益の分配
 - 銀行又はその他の金融機関を経由しない非公式な借入にかかる利息、保証などから生じる所得
 - 土地、家屋、建物、車両、機械などの賃貸から生じる所得
 - 国の組織及び社会組織の非営利事業から生じる所得

第 40 条 給与にかかる所得税の申告納税

従業員、公務員、労働者又はその他の個人に対し、契約等に従って給与を支払う個人、法人又は組織は、本法第 34 条第 1 項で規定された給与及びその他の所得にかかる所得税について、翌月 20 日までに所轄の税務当局に対して、申告しなければならない。

第41条 配当にかかる所得税の申告納税

パートナー又は株主への配当又はその他の利益の分配に対する所得税を源泉徴収した企業は、当該配当又は利益の分配からの所得税について、当該配当又は利益の分配から所得税額を源泉徴収した日から15営業日以内に、所轄の税務当局に対して申告しなければならない。

第42条 賃貸にかかる所得税の申告納税

賃貸から生じる所得を有する個人は、貸借契約に基づいた賃貸にかかる所得税について、貸付け料の受領日から15営業日以内に、ラオス国内の賃借人の居住地、賃貸にかかる土地建物の所在地又は実際の使用地を所轄する税務当局に対して、申告しなければならない。

契約書上の賃貸料が、評価額を下回るか又は実態にそぐわない場合、税務職員は事実に基づいた所得税額を計算するため、調査をして賃貸料を再評価することができる。

個人又は法人から家屋、土地、建物、機械、車両、道具、又はその他の資産を賃借するプロジェクト又は事業の開発者、責任者、請負者又は下請者は、資産にかかる所得税について、賃借料を当該個人に支払う前に源泉徴収し、15営業日以内に所轄の税務当局に対して、申告しなければならない。

第43条 宝くじにかかる所得税の申告納税

宝くじ会社及びその販売を行う支店は、各宝くじにかかる所得税について、源泉徴収を行い、当選発表日から15営業日以内に所轄の税務当局に対して、申告しなければならない。

第44条 その他の所得にかかる所得税の申告納税

土地利用権、建物又は建物ともに行う土地利用権の売買又は譲渡若しくは知的財産又は保証などから生じる所得若しくはその他所得を有する者は、所得が生じた日から15営業日以内に、当該所得を有する者の居住地を所轄する税務当局に対して、申告しなければならない。

第45条 納税者番号の使用及び所得税の納付

納税者及び納税義務者は、所得税の申告の度に納税者番号を申告書に記載し、国庫又はラオス国の銀行システムを経由して所得税を納付しなければならない。

第2章 非居住者の個人所得税

第46条 非居住者の個人所得税の課税対象所得

非居住者の個人所得税の課税対象となる所得は以下のとおりとする。

1. 給与、賃金、残業手当及びその他金銭又は物品による便益。
2. 委員、教員、研究員、芸能人、スポーツ選手等への謝金。

3. 仲介料及びコンサルティング料。
4. 宝くじの賞金及び賞品。
5. 配当、その他の便益の分配及び貸付金利息。
6. 著作権、特許権及び商標権使用料。
7. 車両、建物、機械及びその他資産の売買及び賃貸から生じる所得。

第47条 非居住者の個人所得税の計算

非居住者の個人所得税は、その都度所得税の課税対象額に所得税率を乗じて計算する。

第48条 非居住者の個人所得税課税対象額

非居住者の個人所得税課税対象額は、発生した所得又は本法第46条に規定される所得種類について契約で特定される所得の総額をいう。

物品又はその他の物による所得は金銭に換算しなければならない。

第49条 非居住者の個人所得税率

所得税率は以下のとおりとする。

1. 給与、賃金、残業手当及びその他の金銭又は物品による所得に関しては、本法第34条第1項に規定された0%から25%までの累進税率。
2. 以下の所得については、所得総額の10%とする。
 - 委員、芸能人、スポーツ選手その他への謝金。
 - 配当、その他の便益の分配及び貸付金利息。
 - 車両、建物、機械及びその他資産の売買及び賃貸。
3. 以下の所得については、所得総額の5%とする。
 - 仲介料、コンサルティング料
 - 教員及び研究員- 著作権、特許権及び商標権の使用料
 - 宝くじの賞金又は賞品

第50条 非居住者の個人所得税の申告納税

非居住者と各種契約を行う個人、法人又は組織は、所轄の税務当局又は納税者の居住地の税務当局に対して、所得税の計算、控除及び申告を行う責任を負い、当該者への支払日から15営業日以内に、法律の規定に従って完全かつ正確に国庫に納付する責任を負う。

第3章 年間所得税の年末再計算

第51条 年間所得税の再計算

ラオス国において、本法第34条で定める課税対象所得を有する個人は、各年における所得税納付義務の調査及び再計算のため、翌年3月31日までに所轄の税務当局又は納税者居住地の税務当局に提出するために、当該年内に生じた所得及び納付した税額を集計しなければならない。

本法第34条第1項及び第2項で定められた所得を有する個人の年間所得税は、以下の課税対象額及び年間所得税率に従って再計算するものとする。

(単位：キープ)

段階	年間所得	課税対象額	税率	当該段階の税額	税額合計
1	15,600,000 以下	15,600,000	0%	0	0
2	15,600,000 超 60,000,000 以下	44,400,000	5%	2,220,000	2,220,000
3	60,000,000 超 180,000,000 以下	120,000,000	10%	12,000,000	14,220,000
4	180,000,000 超 300,000,000 以下	120,000,000	15%	18,000,000	32,220,000
5	300,000,000 超 780,000,000 以下	480,000,000	20%	96,000,000	128,220,000
6	780,000,000 超	25%

第52条 年間所得から控除できる扶養費用

年間所得から控除できる扶養費用は、当該者の戸籍内の家族で収入を有しない個人のうち、父、母、妻又は夫、18歳未満の子供及び障害者を含む扶養する義務を負う者にかかる費用をいい、当該年において3人分を上限にし、一人当たり5,000,000キープ以下の額とする。

扶養費用は、年間所得税を計算する前に年間所得から控除すること。

第53条 納付命令と還付

本法第51条に定める年末再計算の結果、追加納付額が発生する場合、税務当局は不足税額分について、15営業日以内に国庫へ納付することを命令する納付命令書を納税者に発行しなければならない。

税額を超過して納付していた場合、中央及び県の税務当局は、過納税額分について、10営業日以内に当該者に還付しなければならない。

第4部

納税者、納税義務者、個人及び組織の権利及び義務

第54条 所得税の納税者及び納税義務者の権利

所得税の納付者及び納税義務者は以下の権利を有する。

1. 所得税務に関する情報、説明の受領及び意見の表明。
2. 所得税に関する個人情報の保護。
3. 法律に従った、政策的な所得税の免税、所得税率の軽減及び所得種類の適用。
4. 法律に従った、過納所得税の受領。
5. 税務職員、税務当局又は関係する組織の違法行為に関しての提訴、異議申立て又は陳情。
6. 所得税務に関係しない情報提供の拒否。
7. 税務調査報告書の内容を知らされる権利。

8. 税務調査結果についての明確な説明及び呈示。
9. 法律で定めるその他の権利行使。

第55条 所得税の納税者及び納税義務者の義務

所得税の納税者及び納税義務者は以下の義務を負う。

1. 法律に従って、納税者番号を申請し使用すること。
2. 正確、完全かつ期限どおりに所得税を計算、源泉徴収、申告及び納付すること。
3. 所得税の計算、源泉徴収、申告若しくは免税又は税率軽減の申請が不正確であったときに責任を負うこと。
4. 保有する銀行、国庫及びその他の金融機関の預金口座を、税務当局に報告すること。
5. 当年の納付を集計し、翌年の所得税納付計画を作成すること。
6. 法律に従って、所得税務に関する会計書類、請求書、財務状況証明書及びその他の書類を税務当局に提出すること。
7. 減免された所得税を税務当局に報告すること。
8. 税務調査の決定事項を実施すること。
9. 法律で定めるその他の義務を実行すること。

第56条 関係個人及び組織の権利及び義務

関係個人及び組織は以下の権利義務を有する。

1. 所得税務について納税者及び納税義務者の情報を提供するとともに、役割に応じて税務当局と協力すること。
2. 秘密保護の下で、所得税務に関する法令の違反について、法律に従って税務当局に通報すること。
3. 法律に従って、その他権利を行使するとともにその他の義務を実行すること。

第5部

税務職員及び税務当局の権利及び義務

第57条 税務職員及び税務当局の権利

税務職員及び税務当局は以下の権利を有する。

1. 必要な場合又は税務部門から要請があった場合、政府機関及び民間の個人、法人及び組織から所得税務に関する便宜及び協力を得ること。
2. 所得税務に関する情報収集のため、個人、法人及び関係組織と連絡を取ること。
3. 個人、法人及び関係組織に対し、所得税務に関する書類及び情報の提供を求めること。
4. 法律で定めるその他の権利を行使すること。

第58条 税務職員及び税務当局の義務

税務職員及び税務当局は以下の義務を負う。

1. 所得税務に関する法令を個人、法人及び組織に啓蒙すること。
2. 所得税務に関する法令及びその他の関連法を遵守すること。

3. 所得税務に関して情報、指示及び説明を提供すること。
4. 法律に従って、税金の計算、源泉徴収、申告、還付請求、減免及び納付について調査すること。
5. 法令に従って、所得税の滞納を徴収すること。
6. 納税者の情報に関して秘密を守ること。
7. 国の予算に納付するため、銀行経由の所得税の申告及び納付について推進及び監視すること。
8. 所得税務に関係する部局、機関及び地方自治体と連携すること。
9. 権利の範囲内で、納税者の異議申立てを受領、検討及び解決すること。
10. 法律に定められたその他の義務を果たすこと。

第6部 禁止事項

第59条 一般的な禁止事項

個人、法人及び組織は、以下の行為をしてはならない。

1. 所得税に関する情報の提供を拒否すること。
2. 法令違反への協力、法令違反者の隠匿又は保護、所得税務執行の妨害。
3. 公務員、税務職員又は税務当局への無視、強制、脅し及び暴行。
4. その他の違法行為。

第60条 公務員、税務職員及び税務当局の禁止事項

公務員、税務職員及び税務当局は、以下の行為をしてはならない。

1. 国家又は公的な守秘情報若しくは所得税納税者の個人情報等の公開、遅延行為、文書偽造、職務怠慢、職務放棄並びに任務に対する無責任行為。
2. 職権乱用、賄賂の要求又は収賄、国益を損なわせるような所得税納税者に対する強制又は脅し。
3. 不当な所得税の徴収。
4. 徴収した所得税を国の予算に納付せず、使用すること。
5. その他の違法行為。

第61条 納税者及び納税義務者の禁止事項

納税者及び納税義務者は、以下の行為をしてはならない。

1. 証拠の破棄、文書の偽造、過少申告、所得の隠蔽並びに所得税の納付に関する違法行為。
2. 賄賂又は報酬の供与、公務員、税務職員及び税務当局と共謀した国家の金銭の窃取。
3. 請求書、領収書及びその他所得税に関係する文書の偽造。
4. その他の違法行為。

第7部

所得税務の管理及び調査

第1章 所得税務の管理

第62条 所得税務の管理機関

政府は、全国における所得税務を包括的かつ統一的に管理するために、直接の責任並びに関係省庁、機関及び地方自治体と連携を図る主担当として財務省を任命する。所得税務に関する管理機関は次に掲げるとおり。

1. 財務省
2. 税務局
3. 県及び首都における税務課
4. 郡及び市における税務担当

第63条 財務省の権利及び義務

財務省は、所得税務に関する管理について、以下の権利及び義務を有する。

1. 政府に提案するための、所得税に関連する政策、戦略及び法律に関する研究、立案及び修正。
2. 所得税に関する政策、戦略及び法律を企画及び計画し運用及び実施。
3. 所得税務に関する政策、戦略、法律及びその他法令の啓蒙及び教育。
4. 所得税務に関する業務、法律及びその他法令の実施についての指導、管理、監視及び推進。
5. 税務職員及び納税者が行う税額の計算、再計算についての法的正確性の監視及び調査。
6. 所得税務に関する不平及び異議申立ての解決。
7. 所得税務に係る関係省庁、機関、地方自治体及びその他部局との連携。
8. 所得税務に関する外国、地域及び国際社会との協力。
9. 所得税務の実施状況に関する政府への定期的な要約の作成及び報告。
10. 法律に定められたその他の権利の行使及び義務の履行。

第64条 税務局の権利及び義務

税務局は、所得税務に関する管理について、当該局の責任の範囲において、以下の権利及び義務を有する。

1. 所得税務に関する政策、戦略、法律、企画及び計画の実施。
2. 所得税務に関する政策、戦略及び法令の啓蒙及び教育。
3. 所得税務の監視及び調査。
4. 所得税業務に関する決定書、指示書、通知書、納付命令書、要求書、計算書の発行及び当該書類のうち不正確なものの破棄。
5. 所得税務における情報技術の活用。
6. 所得税務に関する異議申立ての解決。
7. 所得税務に係る部局との連携。
8. 任命する範囲における所得税務に関する外国、地域及び国際社会との協力。
9. 所得税務について、財務省への定期的な要約及び報告。

10. 法律で定めるその他の権利の行使及び義務の履行。

第65条 県及び首都における税務課の権利及び義務

県及び首都における税務課は、所得税務に関する管理について、当該局の責任の範囲において、以下の権利及び義務を有する。

1. 所得税務に関する政策、戦略、法律、開発計画及び管理機構の実施。
2. 所得税務に関する法律、命令及びその他法令の広告及び。
3. 所得税の正確、完全かつ適時の徴収管理のため、関連法の実施について指導、監視を行うこと。
4. 所得税務に関する決定書、指示書、通知書、納付命令書、要求書、計算書の発行及び当該書類のうち不正確なものの破棄。
5. 概要報告書作成及び徴収税額分析のため、徴収するすべての所得税の記録において国の会計制度を適用し、県及び首都の国庫局と連携すること。
6. 税務職員及び納税者が行う税の計算及び再計算について、正確かつ厳格に監視及び管理すること。
7. 情報技術活用の管理及び使用並びに所得税務の近代化。
8. 所得税務にかかる予算、年金、車両、道具の管理及び使用。
9. 所得税務に関係する県、首都、財務部局及びその他の関係当局との連携。
10. 所得税務の実施についての監視及び推進。
11. 任命する範囲における所得税務に関する外国との協力。
12. 所得税務の実施状況について、税務局並びに県知事及び都知事への定期的な要約と報告。
13. 法律及び上位機関からの任命に基づくその他権利の行使及び義務の履行。

第66条 郡及び市における税務担当の権利及び義務

郡及び市における税務担当は、所得税務に関する管理について、当該局の責任の範囲において、次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 所得税務に関する政策、戦略、法律、開発計画及び管理メカニズムを効果的に実施する。
2. 所得税に関する法律、命令及びその他法令の啓蒙。
3. 徴収する所得税の正確性及び期限の管理のため、関連法その他法令の適正かつ統一的な実施について監視すること。
4. 所得税務に関する決定書、指示書、通知書、納付命令書、要求書、計算書の発行及び当該書類のうち不正確なものの破棄。
5. 概要報告書作成及び徴収税額分析のため、徴収するすべての所得税の記録において国の会計制度を適用し、郡及び市の国庫局と連携すること。
6. 税務職員及び納税者が行う税の計算、再計算について、正確かつ厳格に監視及び管理すること。
7. 情報技術活用の管理及び使用並びに所得税務の近代化。
8. 所得税務にかかる予算及び年金、車両、道具の管理及び使用。
9. 所得税務に関係する郡事務所、市役所、財務事務所及びその他事務所との連携。
10. 所得税務の実施を管理すること。

11. 所得税務の実施状況について、県及び首都における税務課並びに郡長及び市長への定期的な報告。
12. 法律及び上位機関からの任命に基づくその他の権利の行使及び義務の履行。

第2章 所得税の調査

第67条 所得税の調査機関

所得税の調査機関は以下のとおりとする。

1. 内部調査機関は、本法第62条に定める所得税管理機関と同じとする。
2. 外部調査機関は、国民議会、県議会、各レベルの政府監査機関、国家監査機関、ラオス国家建設戦線、ラオス退役軍人協会、大衆組織、社会組織、メディア、国民及びその他関係機関をいう。

第68条 調査内容

所得税調査の主な内容は以下のとおりとする。

1. 所得税に関する法律及びその他法令の執行。
2. 所得税管理機関の組織及び活動。
3. 権利の行使、義務の履行及び違反者への措置の執行。

第69条 技術的調査

所得税技術調査は以下のとおりとする。

1. 納税者の所得税納付計画
2. 納税者の所得税申告
3. 所得税申告後調査
4. 所得税の控除及び還付申請
5. 所得税計算の場所、設備及び書類
6. 移転価格
7. 財務報告書
8. 所得税納税者のリスク管理メカニズム
9. 所得税務に関するその他の内容

第70条 調査形式

所得税の調査には以下の3つの形式がある。

1. 定期調査
2. 事前通知調査
3. 無予告調査

定期調査は、計画どおり定められた期間内に実施する調査をいう。

事前通知調査は、必要に応じ実施する計画外の調査をいい、調査対象者に事前通知しなければならない。

無予告調査は、調査対象者に予告せず緊急で実施する計画外の調査をいう。
調査は、税務当局及び企業の事務所及び敷地などの対象場所で実施すること。

第 8 部 優良納税者に対する政策及び違反者に対する措置

第 7 1 条 優良者に対する政策

本法の実施において、所得税納付の模範となり、所得税務の実施に積極的に貢献する優良な個人、法人又は組織には、規則に従って表彰、便宜又はその他恩典を与える。

第 7 2 条 違反者に対する措置

所得税に関する法令に違反した個人、法人又は組織は、事案の重大性に鑑み、教育、行政処分、罰金、民事の損害賠償請求又は刑事罰が課せられる。

第 7 3 条 罰金

ラオスにおいて事業を行う又は所得を有する個人、法人又は組織が所得税務に関する法令に違反した場合、以下の場合に応じて罰金を科す。

1. 所得税申告に納税者番号を記載しない場合、1 回当たり 100,000 キープの罰金。
2. 本法で定められた期限に所得税の申告が遅延した場合、1 回当たり 500,000 キープの罰金。
3. 所得税務に関する書類又は情報を提供しない場合、要求書 1 回当たり 1,000,000 キープの罰金。
4. 本法で定められた所得税の申告をしない場合、1 回当たり 1,500,000 キープの罰金。
5. 所得税の申告に関する、企業の住所、電話番号又はその他の情報に変更があるにもかかわらず報告しない場合、1 回当たり 3,000,000 キープの罰金。
6. 虚偽又は不備のある申告を行った場合、納入すべき所得税額の 50% の罰金。
7. 本法で定められた期限に遅れて納付した場合、納付した所得税額に対して 1 日当たり 0.1% の罰金。
8. 未納の所得税には、次に掲げる罰金を科す。

- 1 回目の要求時、納付すべき所得税額の 30% の罰金。
- 2 回目の要求時、納付すべき所得税額の 60% の罰金。
- 3 回目の要求時、納付すべき所得税額の 100% の罰金。

未納の所得税を有する者が上記に掲げる措置に従わない場合、事業停止若しくは企業登録、投資許可証又はその他許可証の取消の措置若しくは事案の重要性に鑑み法律に従って措置が科される。

要求書は、毎回、要求書を発行し所得税未納付者へ発送した日から 15 日間隔で行う。

第 9 部 最終条項

第 7 4 条 所得税率の変更

社会経済の成長に合わせ早急に所得税率の変更が必要な場合、政府は、国家主席暫定令

の発出を提案するために、調査を行ない、国民議会常設委員会に申出を行う権利及び義務を有する。同令発出後、国会議会常設委員会は次の国会において報告し、改正法の検討を考慮しなければならない。

個人、法人及びその他組織は所得税率を変更する権利を有しない。

第75条 施行

ラオス国政府は本法を執行しなければならない。

第76条 法律の発効

本法は、ラオス国国家主席が2020年1月1日に大国家主席令を発出した後かつ官報に掲載してから15日後に施行する。

本法と矛盾する条項はすべて廃止される。

国民議会議長